



妊婦情報事前登録制度

～妊婦さんの救急車利用について～

妊婦情報事前登録制度とは、安心して出産を迎えるために、妊娠や出産に関する情報を事前に市役所こども課に登録していただき、糸魚川市消防本部に情報提供することで、緊急時に担当医師の指示のもと医療機関へスムーズに搬送することを目的としています。

対象者

- ・糸魚川市に住所のある妊婦で、登録を希望される方
- ・糸魚川市に里帰り出産される妊婦で、登録を希望される方

登録方法

- ・登録を希望される方は「妊婦情報事前登録届出書」をこども課または能生、青海事務所へ提出してください。
- ・届出書は、こども課または能生、青海事務所にあります。
(市ホームページからダウンロードできます。)

利用条件

- ・陣痛や破水など出産の兆候がある。
- ・腹部の激しい痛みや出血がある。
- ・腹部に強い張りを感じる。
・・・などの症状があり、本人や家族などに不安がある場合。



利用方法

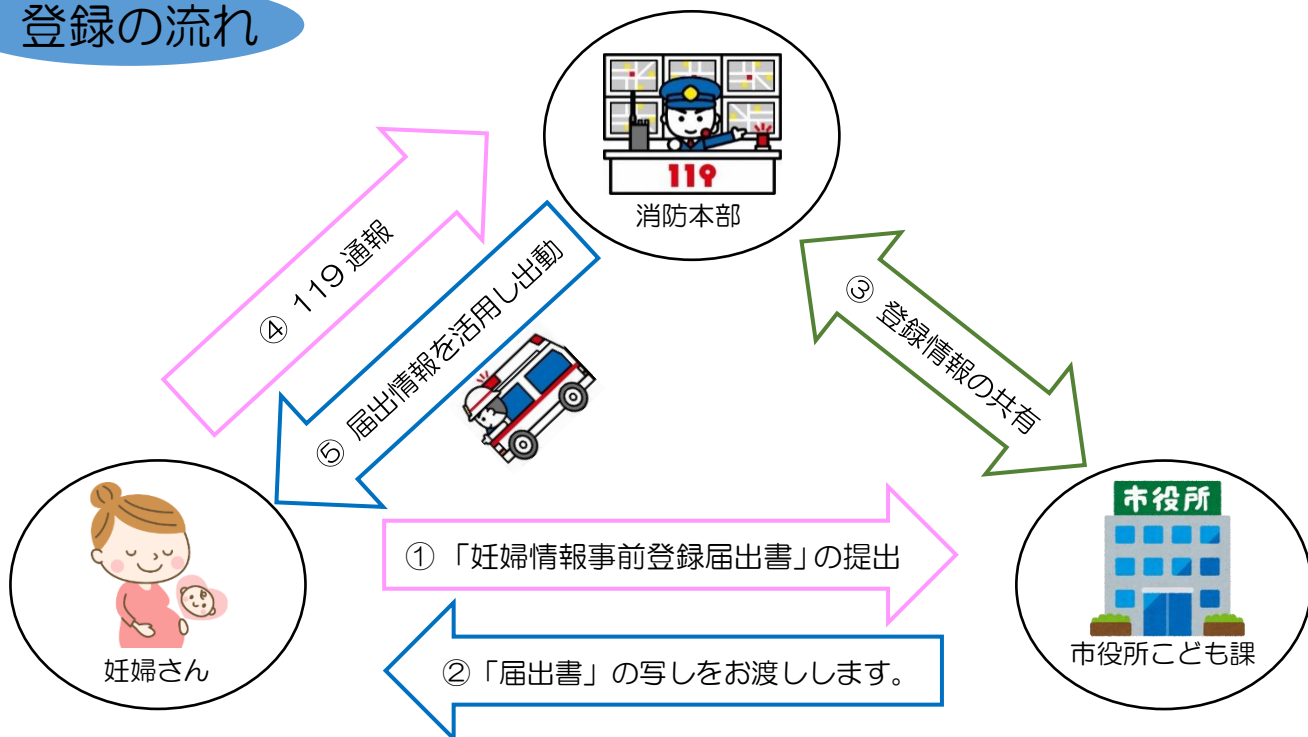
- ・出産予定の医療機関に電話連絡し、医師の判断を仰いでください。
- ・緊急に救急車で搬送する必要がある場合には「119番」通報してください。

- ※ 搬送先は登録された出産予定医療機関となりますが、**妊婦さんの状態等により搬送医療機関が変更になる場合**もあります。
- ※ 登録事項に変更が生じた場合は、市役所こども課までご連絡をお願いします。
また、出産された方および出産予定日を1か月過ぎた場合には、登録を削除いたします。

糸魚川市こども課親子健康係 ☎ (025) 552-1511
糸魚川市消防本部警防課救急係 ☎ (025) 552-0119

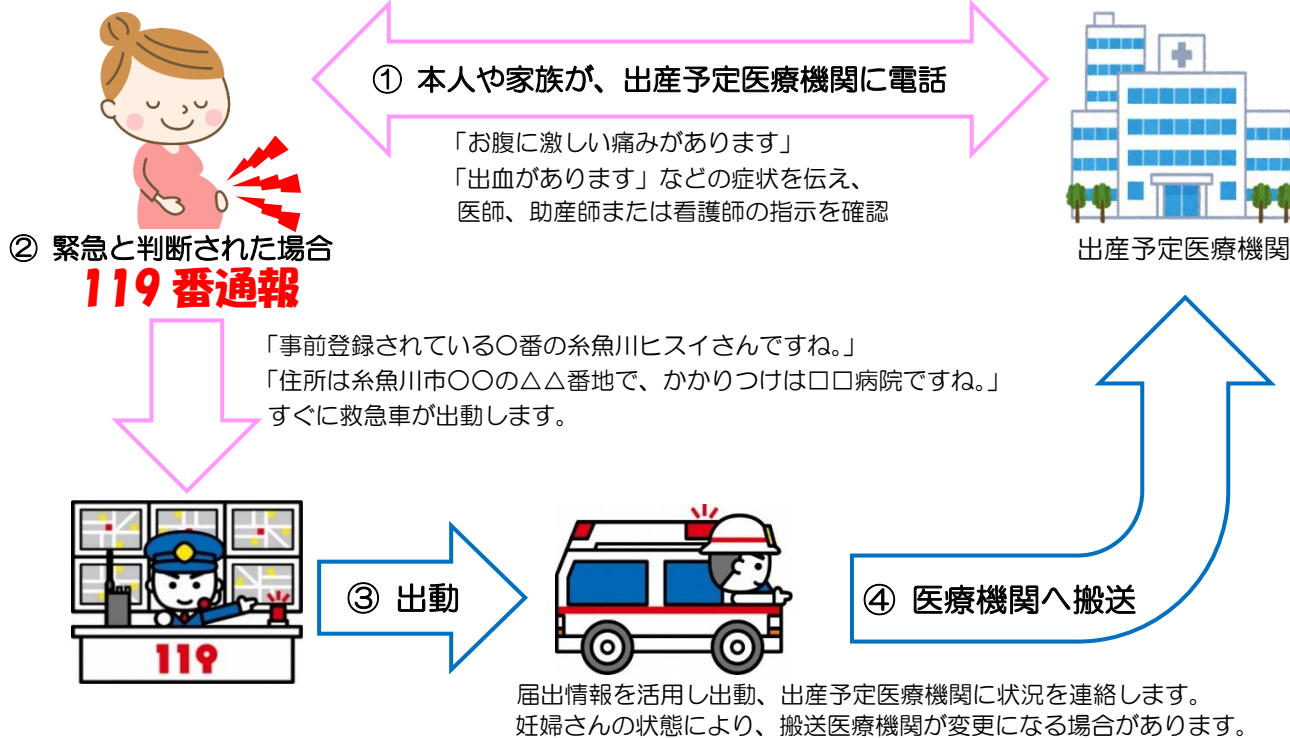
登録から救急車出動までのフローチャート

登録の流れ



利用の方法

何らかの症状があり本人や家族が不安な場合。



【問い合わせ先】

糸魚川市こども課親子健康係

☎ (025) 552-1511

糸魚川市消防本部警防課救急係

☎ (025) 552-0119

